1)	港湾法第2条第5項	港湾法第2条第5項	河川法第3条第2項	特定都市河川浸水被
工作物の		に規定される係留施		
名称・種		設のうちの国有財産		項により定義される
類			7.1 L 12.10 L	雨水貯留浸透施設及
				び同法第3条に規定
				している特定都市河
				川以外の流域におけ
				る同様の工作物
				ジ中水ッ ユート70
2)				
建造・設				
置時等に				
おける石				
綿使用の	無	無	無	無
可能性の	////	////	////	////
有無等				
(使用可				
能性部				
位)				
3)				
現在の石				
綿含有状	_	_	_	_
况等				
	ツガニルナディのタナ	ツガニルナデ約のAt		
4)3) と判断す		当施設は石綿の含まれたい。		
る理由		れない自然石やコン		
る石田		クリート、鋼材、埋		土石、コンクリー
			ト、金属等で構成されており、構造して	
		等で構成されており、構造上石綿が含	れており、構造上石	·
		,		
	されないため		資材の使用は想定されないため	
		は使用されないため	1 (1 / C α)	れないため

 工作物の 名称・種 類 	砂防法第1条により 定義される砂防設備	2条により定義され る地すべり防止施設		海岸法第2条により 定義される海岸保全 施設
2) 建置お綿可有(能位)・等る用性等用部設に石のの可	無	無	無	無
3) 現在の石 綿含有状 況等		_		
4)3) と判断す る理由	が使用されていない 土石、コンクリー ト、金属等で構成さ れており、構造上石 綿が含まれるような 資材の使用は想定さ	土石、コンクリー	が使用されていない 土石、コンクリー ト、金属等で構成さ れており、構造上石 綿が含まれるような	が使用されていない 土石、コンクリー ト、金属等で構成さ れており、構造上石 綿が含まれるような

1) 工作物の名 称・種類	鉄道事業法施行規則 第9条に規定される 鉄道施設のうちの鉄 道線路	道路法第2条により定義される道路	航空法施行規則第79 条に規定される空港 の施設及びその他の 施設	
2) 建造・設置 時等石前の 有無使 で を は が は が は が は に が り の り 無 り に り の り に り に り に り に り に り に り に り に	無	一部限定的に有 ※別紙参 照	無	無
3) 現在の石 綿含有状 況等	_	一部限定的な箇所に限られる。	_	無
4) 3) と判断す る理由	当該工作物は、石綿 が使用されていない 土石、コンクリー ト、金属等で構造上されており、構造上うな 綿が含まれるような 資材の使用は想定されないため	「道路施設におけるアスベスト対策について報告書」 (H17.12 道路施設アスベスト対策検討委員会)より。 なお、その他の道路構造物・製品等には石綿の使用は想定されない。また、道路舗装については一部試験的に行ったものであり、その他の道路舗装に石綿の使用は想定されない。	当該工作物は、石綿が使用されていない土石、コンクリート、金属等で構造上されており、構造上うない含まれるは関対の使用は想定されないため	当該工作物は、石綿が使用されていない土石、コンクリート、金属等で構成されており、構造上石綿が含まれるような線材の使用は想定されないため